東京都市計画特定防災街区整備地区の変更（目黒区決定）都市計画原案

令和８年１０月７日　変更

都市計画特定防災街区整備地区を次のように変更する。

種　　類	位　　置	面　　積	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度	建築物の高さの最低限度	備　　考
特定防災街区整備地区 （原町一丁目９番地区）	原町一丁目 ９番地内	約0.3ha	100㎡	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は、区画道路１号においては道路中心から3m以上、区画道路２号においては道路境界から2m以上(敷地面積1,000㎡以上の建築物に限る)とする。ただし、道路状の面からの高さが2.5m以上の部分に設けるひさし、戸袋、開口部の外開き部分その他これらに類するものはこの限りではない。	－	－	原町一丁目９番地区防災街区整備事業施行区域

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理　由　：　特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を変更する。

東京都市計画特定防災街区整備地区の変更（目黒区決定）都市計画原案

平成２５年１２月２７日 決定
令和８年１０月７日 変更

都市計画特定防災街区整備地区を次のように変更する。

種　　類 （地区名・区分）	位置	面積	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 （注）	建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度	建築物の高さの最低限度	備考
特定防災街区整備地区 （原町一丁目9番地区）	目黒区原町一丁目地内	約 0.3ha	100 ㎡	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は、区画道路 1 号においては道路中心から 3m 以上、区画道路 2 号においては道路境界から 2m 以上（敷地面積 1,000 ㎡以上の建築物に限る）とする。	－	－	原町一丁目 9 番地区防災街区整備事業施行区域
	（注）道路状の面からの高さが 2.5m以上の部分に設けるひさし、戸袋、開口部の外開き部分その他これらに類するものはこの限りではない。						

目黒区内のその他既決定の地区	面積	位置
目黒本町五丁目 24 番地区	約 0.1ha	目黒区目黒本町五丁目地内
原町一丁目７番・８番地区	約 0.4ha	目黒区原町一丁目地内
原町一丁目３番地区	約 0.1ha	目黒区原町一丁目地内
小計	約 0.6ha	
合計	約 0.9ha	

「区域及び壁面の位置は計画図表示のとおり」

理　　由

原町一丁目９番地区の特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を変更する。

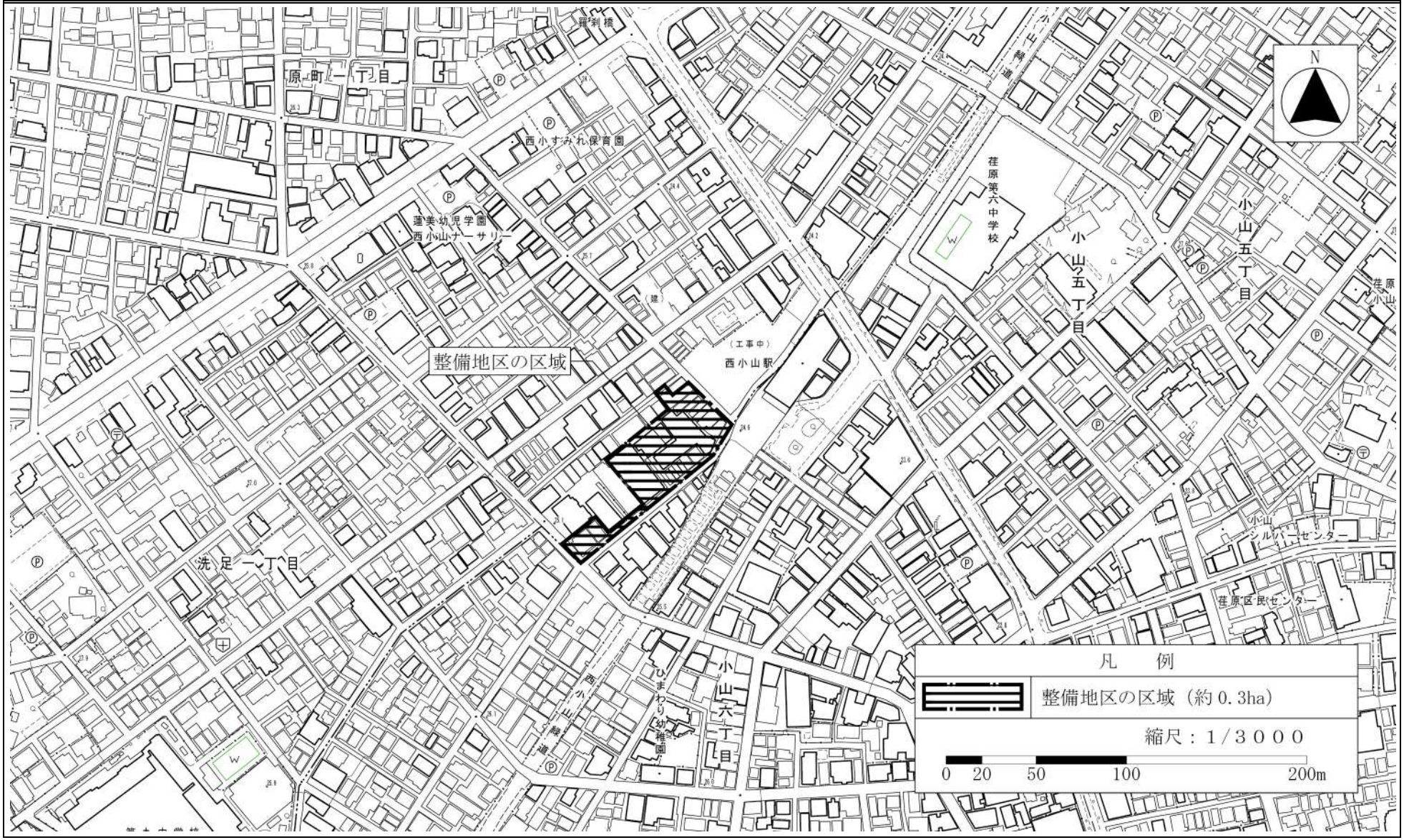
変更概要

種類	変更箇所	変更面積	備考
特定防災街区整備地区 （原町一丁目９番地区）	目黒区原町一丁目９番地内	約 0.3ha	追加

東京都市計画特定防災街区整備地区
（原町一丁目９番区）

位置図

〔目黒区決定〕

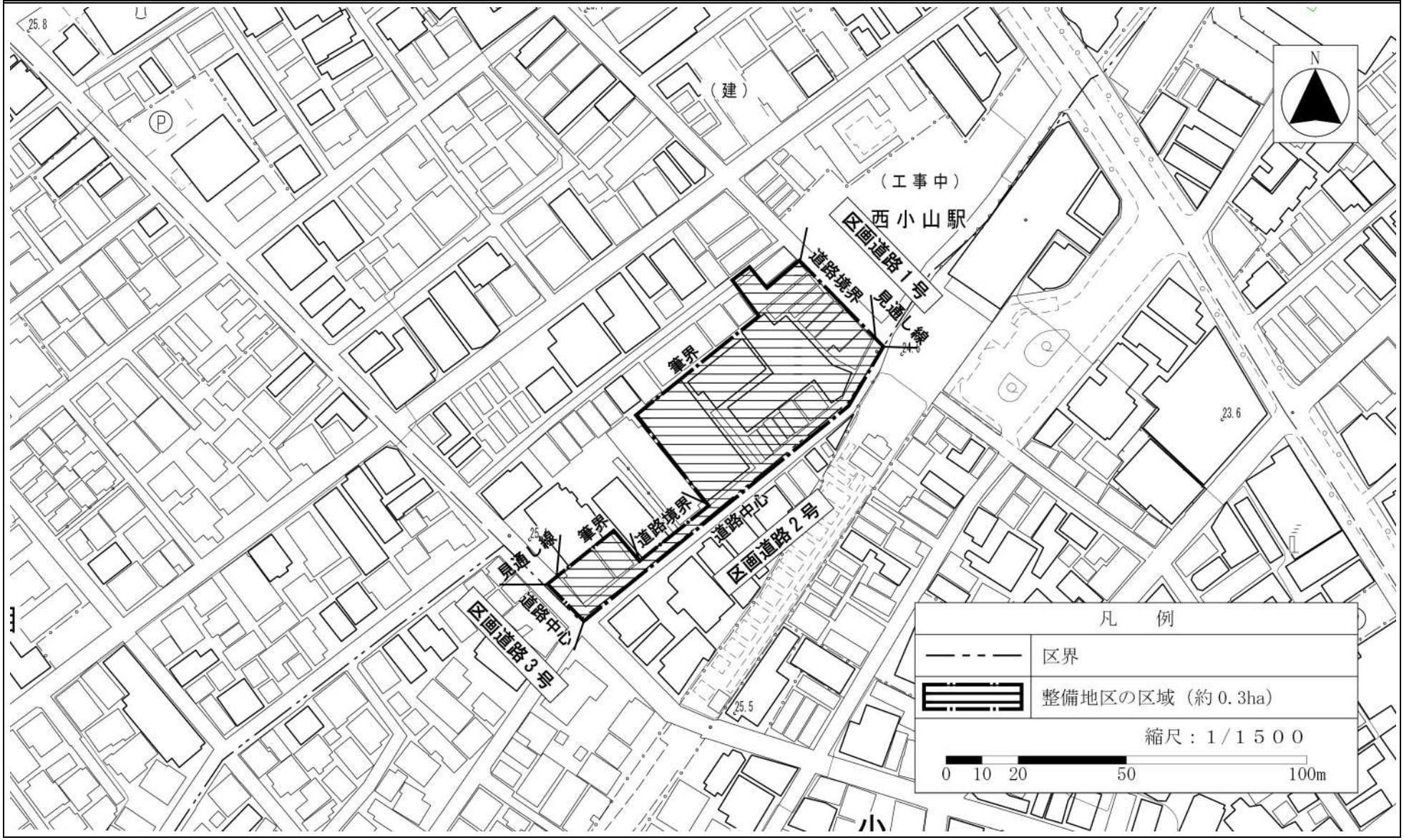


この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地 形図を使用（承認番号 :7 都市基交測第 219 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

東京都市計画特定防災街区整備地区
（原町一丁目９番地区）

計画図１　区域図

〔目黒区決定〕

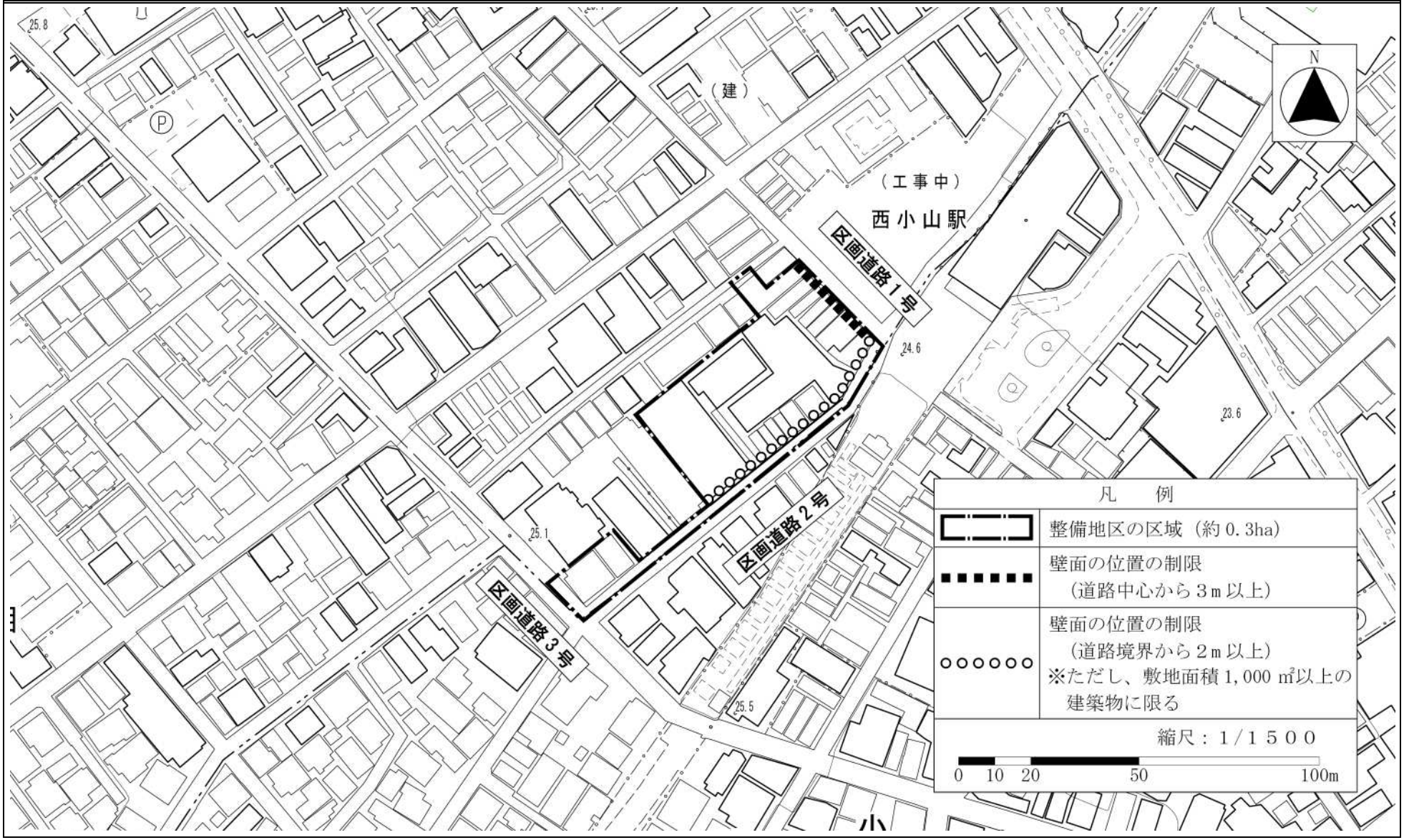


この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地 形図を使用（承認番号 :7 都市基交測第 219 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

東京都市計画特定防災街区整備地区
（原町一丁目９番地区）

計画図２　壁面の位置の制限

〔目黒区決定〕



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地 形図を使用（承認番号 :7 都市基交測第 219 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。